

平成 2 6 年 6 月市議会定例会提出予定案件

(諮 問)

- 1 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて

(議 案)

- 1 茨木市市税条例等の一部改正について
- 2 茨木市営葬儀条例の一部改正について
- 3 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 4 茨木市立児童発達支援センター条例の一部改正について
- 5 茨木市火災予防条例の一部改正について
- 6 工事請負契約締結について（ＪＲ茨木駅東口駅前広場エスカレーター設備工事）
- 7 工事請負契約締結について（公共下水道柳川排水区第１工区築造工事）
- 8 動産（救助工作車）取得について

(報 告)

- 1 市長の専決処分事項の指定に係る報告について
- 2 平成 25 年度茨木市土地開発公社事業実績及び決算の報告について
- 3 平成 25 年度一般財団法人茨木市保健医療センター事業実績及び決算の報告について
- 4 平成 25 年度公益財団法人茨木市文化振興財団事業実績及び決算の報告について
- 5 平成 25 年度一般社団法人茨木市観光協会事業実績及び決算の報告について
- 6 平成 26 年度茨木市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
- 7 平成 26 年度一般財団法人茨木市保健医療センター事業計画及び予算の報告について
- 8 平成 26 年度公益財団法人茨木市文化振興財団事業計画及び予算の報告について
- 9 平成 26 年度一般社団法人茨木市観光協会事業計画及び予算の報告について
- 10 平成 25 年度下半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について
- 11 茨木市事務報告について

- 12 平成 25 年度大阪府茨木市一般会計継続費繰越計算書報告について
- 13 平成 25 年度大阪府茨木市一般会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 14 平成 25 年度大阪府茨木市一般会計事故繰越し繰越計算書報告について
- 15 平成 25 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について
- 16 平成 25 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告について
- 17 平成 25 年度大阪府茨木市水道事業会計継続費繰越計算書報告について
- 18 平成 25 年度大阪府茨木市水道事業会計予算繰越計算書報告について

諮問第 3 号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて	
○ 前委員	まつ もと のり こ 松 本 典 子 (平成 2 6 年 3 月 3 1 日退任に伴う新たな委員の推薦)	
○ 選任予定者		
○ 任 期	法務大臣委嘱日より 3 年	
議案第 34 号	茨木市市税条例等の一部改正について	14～15 頁参照
○ 地方税法等の改正等に伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 ①納税義務者等の外国法人の定義の見直し ②地方法人税の創設に伴う法人税割の税率の変更 現行：1 4 . 7 % → 改正後：1 2 . 1 % ③「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」による公益社団法人等への移行期限の到来に伴い、減免対象となる法人を明記 ④車体課税の見直し - ア 軽自動車等の税率の引上げ 新規検査が平成 2 7 年 4 月 1 日以降の四輪車等の税率について、自家用乗用車は 1.5 倍、その他は約 1.25 倍に引き上げる。 - イ 軽自動車税の経年車重課の導入 新規検査から 1 3 年を経過した軽自動車の四輪車等について、平成 2 8 年度から約 2 0 % の重課を行う。 - ウ 原付・二輪・小型特殊自動車の税率の引上げ 税率について、1.5 倍〔小型特殊自動車（その他のもの）は約 1.25 倍〕に引き上げる（税率区分 2,000 円未満のものは 2,000 円とする。）。) ⑤「身体障害者等と生計を一にする者」を、軽自動車税の減免対象とする。 ⑥「わがまち特例」を導入し、下記施設等の固定資産税等を軽減する。 - ア 汚水又は廃液処理施設 - イ 大気汚染防止法の指定物質排出抑制施設 - ウ 土壌汚染対策法の特定有害物質排出抑制施設 - エ 都市再生特別措置法に規定する管理協定の対象となった備蓄倉庫 - オ 浸水想定区域内の一定の地下街等の所有者又は管理者が、浸水の防止を図るために取得する一定の資産 - カ 自然冷媒を利用した一定の冷凍・冷蔵機器 ・ 施 行 日 ①平成 2 8 年 4 月 1 日 ②平成 2 6 年 1 0 月 1 日 ③④⑤平成 2 7 年 4 月 1 日 ⑥公布の日		

議案第 35 号	茨木市営葬儀条例の一部改正について
○ 洋型霊柩車の配車業者の近畿運輸局への届出運賃の変更等に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①洋型霊柩車の使用料を改定 「11,000円」→「11,880円」 ②宮型霊柩車の廃止 ・ 施 行 日 平成26年7月1日	
議案第 36 号	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
○ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の改正に伴う所要の改正 ・ 改正内容 引用する法律名の変更 (現 行)「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」 (改正後)「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」 ・ 関係条例の改正 ①茨木市営住宅条例 ②茨木市保育所における保育に関する条例 ③茨木市待機児童保育室条例 ④茨木市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例 ⑤茨木市老人医療費の助成に関する条例 ⑥茨木市立老人デイサービスセンター条例 ⑦茨木市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例 ・ 施 行 日 平成26年10月1日	

議案第 37 号	茨木市立児童発達支援センター条例の一部改正について
○ 児童福祉法等の改正により、児童発達支援センターあけぼの学園が地域支援事業を実施することに伴う所要の改正 ・ 主な改正内容 地域の中核的な療育支援施設である「児童発達支援センター」として、通所利用の障害児やその家族に対する支援を行う現行の児童発達支援事業に加え、「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」等の事業を実施する。 ・ 施 行 日 平成 2 6 年 1 0 月 1 日	
議案第 38 号	茨木市火災予防条例の一部改正について
○ 消防法施行令の改正等に伴う所要の改正 ・ 改正内容 ①多数の者が集まる催しにおける対象火気器具等の取扱い規定の整備 ・ 祭礼、縁日、花火大会などの催しにおいて、消火器を準備することを義務付ける。 ・ 露店等を開設する場合、その旨の届出を義務付ける。 ②屋外の催しにおける防火管理体制の構築 ・ 屋外の大規模な催しのうち、一定の要件に該当するものを、消防長が「指定催し」として指定する。また、その主催者は防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を作成・提出することを義務付ける。 ・ 「指定催し」において、火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった場合の罰則規定を設ける。 ・ 施 行 日 平成 2 6 年 7 月 1 日	

議案第 39 号	工事請負契約締結について（ＪＲ茨木駅東口駅前広場エスカレーター設備工事） 16 頁参照
○ 契約の方法 指名競争入札 ○ 契約の金額 347,848,668 円 ○ 契約の相手方 大阪府中央区城見二丁目 1 番 6 1 号 日本オーチス・エレベータ株式会社 西日本支社 取締役支社長 えん どう たつ や 遠 藤 達 也 ○ 工事場所 茨木市駅前一丁目地内 ○ 工事内容 エスカレーター設備工事 一式 ○ 工事完了予定日 平成 27 年 3 月 13 日	
議案第 40 号	工事請負契約締結について（公共下水道柳川排水区第 1 工区築造工事） 17 頁参照
○ 契約の方法 一般競争入札 ○ 契約の金額 449,335,477 円 ○ 契約の相手方 茨木市上穂積二丁目 6 番 5 号 株式会社 馬場建設 代表取締役 ばん ば たか し 馬 場 孝 志 ○ 工事場所 茨木市白川三丁目ほか地内 ○ 工事内容 施工延長 L = 516.1 m 管きょ工中大口径管推進工 φ1,800 mm L = 308.6 m 管きょ工開削 φ450 mm～φ1,000 mm L = 207.5 m ほか ○ 工事完了予定日 平成 27 年 12 月 25 日	
議案第 41 号	動産（救助工作車）取得について
○ 契約の方法 指名競争入札 ○ 取得の金額 126,360,000 円 ○ 取得の相手方 大阪府生野区小路東五丁目 5 番 20 号 株式会社 モリタ 大阪支店 支店長 ひら た たか よし 平 田 隆 吉 ○ 取得の物件及び目的 ・ 物件 救助工作車 ・ 目的 現在、山手台分署に配置している水槽付き消防ポンプ車について、経年劣化が進んでいることや、多様化する災害発生時における救助体制を充実強化するため、救助工作車に更新する。	

報告第 2 号	市長の専決処分事項の指定に係る報告について
○ 平成 25 年度における地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定（平成 17 年 3 月 25 日議員発第 5 号議決）に係る損害賠償額の決定及びこれに伴う和解並びに目的物の価格が 1,000,000 円以下の訴えの提起について、同条第 2 項の規定による専決処分の報告 ・ 専決処分件数 20 件	
報告第 3 号	平成 25 年度茨木市土地開発公社事業実績及び決算の報告について
○ 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 4 号	平成 25 年度一般財団法人茨木市保健医療センター事業実績及び決算の報告について
○ 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 5 号	平成 25 年度公益財団法人茨木市文化振興財団事業実績及び決算の報告について
○ 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 6 号	平成 25 年度一般社団法人茨木市観光協会事業実績及び決算の報告について
○ 地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	

報告第 7 号	平成 26 年度茨木市土地開発公社事業計画及び予算の報告について
○ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 8 号	平成 26 年度一般財団法人茨木市保健医療センター事業計画及び予算の報告について
○ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 9 号	平成 26 年度公益財団法人茨木市文化振興財団事業計画及び予算の報告について
○ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 10 号	平成 26 年度一般社団法人茨木市観光協会事業計画及び予算の報告について
○ 地方自治法第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定による経営状況の報告	
報告第 11 号	平成 25 年度下半期大阪府茨木市水道事業業務状況報告について
○ 平成 2 6 年 3 月 3 1 日現在の業務状況の報告	
報告第 12 号	茨木市事務報告について
○ 平成 2 5 年 4 月～平成 2 6 年 3 月における事務執行状況の報告	

報告第 13 号	平成 25 年度大阪府茨木市一般会計継続費繰越計算書報告について
----------	----------------------------------

○ 地方自治法施行令第 1 4 5 条第 1 項の規定による継続費繰越計算書の報告

事業名	繰越額	財源内訳
山麓線整備事業	7,900,000 円	一般財源 7,900,000 円
合 計	7,900,000 円	一般財源 7,900,000 円

報告第 14 号	平成 25 年度大阪府茨木市一般会計繰越明許費繰越計算書報告について
----------	------------------------------------

○ 地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定による繰越明許費繰越計算書の報告

事業名	繰越額	財源内訳
道路照明・標識点検事業	48,960,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 7,700,000 円 ----- 一般財源 41,260,000 円
岩倉町地区道路整備事業	360,525,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 176,950,000 円 ・地方債 176,900,000 円 ----- 一般財源 6,675,000 円
橋梁維持事業	85,800,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 30,220,000 円 ・地方債 24,600,000 円 ----- 一般財源 30,980,000 円
橋梁新設改良事業	50,000,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 17,740,000 円 ・地方債 14,500,000 円 ----- 一般財源 17,760,000 円
茨木松ヶ本線整備事業	480,000,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 264,000,000 円 ・地方債 216,000,000 円 ----- 一般財源 0 円
交通安全施設点検事業	77,500,000 円	一般財源 77,500,000 円

事業名	繰越額	財源内訳
(仮称) J R総持寺駅 整備事業	388,882,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 31,941,000 円 ----- 一般財源 356,941,000 円
南茨木駅東駐車場 解体・撤去事業	164,965,800 円	一般財源 164,965,800 円
小学校校舎等改修 事業	630,520,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 56,025,000 円 ・地方債 537,400,000 円 ----- 一般財源 37,095,000 円
中学校校舎等改修 事業	349,000,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 41,571,000 円 ・地方債 285,000,000 円 ----- 一般財源 22,429,000 円
水尾幼稚園園舎改修 事業	92,000,000 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 14,178,000 円 ・地方債 35,700,000 円 ----- 一般財源 42,122,000 円
農林業施設災害復旧 事業	41,566,840 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 33,333,376 円 ・その他 8,233,464 円 ----- 一般財源 0 円
合 計	2,769,719,640 円	未収入特定財源 ・国庫支出金 673,658,376 円 ・地方債 1,290,100,000 円 ・その他 8,233,464 円 ----- 一般財源 797,727,800 円

報告第 15 号	平成 25 年度大阪府茨木市一般会計事故繰越し繰越計算書報告について	
○ 地方自治法施行令第 1 5 0 条第 3 項の規定による事故繰越し繰越計算書の報告		
事業名	繰越額	財源内訳
道路維持事業	19,381,760 円	一般財源 19,381,760 円
道路新設・改良事業 (補助分)	14,166,560 円	一般財源 14,166,560 円
西中条奈良線整備 事業	23,755,229 円	一般財源 23,755,229 円
小学校維持管理事業	1,738,800 円	一般財源 1,738,800 円
中学校維持管理事業	3,045,000 円	一般財源 3,045,000 円
合 計	62,087,349 円	一般財源 62,087,349 円

報告第 16 号	平成 25 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告について	
○ 地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定による繰越明許費繰越計算書の報告		
事業名	繰越額	財源内訳
公共下水道整備事業	9,500,000 円	未収入特定財源 ・ 国庫支出金 4,000,000 円 ・ 地方債 5,500,000 円 ----- 一般財源 0 円
下水道改良事業	210,000,000 円	未収入特定財源 ・ 国庫支出金 38,800,000 円 ・ 地方債 171,200,000 円 ----- 一般財源 0 円
合 計	219,500,000 円	未収入特定財源 ・ 国庫支出金 42,800,000 円 ・ 地方債 176,700,000 円 ----- 一般財源 0 円

報告第 17 号	平成 25 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告について
----------	---

○ 地方自治法施行令第 150 条第 3 項の規定による事故繰越し繰越計算書の報告

事業名	繰越額	財源内訳
公共下水道建設負担金事業	7,419,000 円	一般財源 7,419,000 円
公共下水道整備事業	19,816,920 円	未収入特定財源 ・ 地方債 18,800,000 円
		一般財源 1,016,920 円
合 計	27,235,920 円	未収入特定財源 ・ 地方債 18,800,000 円
		一般財源 8,435,920 円

報告第 18 号	平成 25 年度大阪府茨木市水道事業会計継続費繰越計算書報告について
----------	------------------------------------

○ 地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定による継続費繰越計算書の報告

事業名	繰越額	財源内訳
(仮称)彩都中部配水池 築造工事	96,500,000 円	工事負担金 96,500,000 円
(仮称)彩都中部配水池 ほか電気及び計装テレ メータ設備工事	100,920,000 円	工事負担金 100,920,000 円
(仮称)彩都中部配水池 ほかポンプ設備工事	14,460,000 円	工事負担金 14,460,000 円
合 計	211,880,000 円	工事負担金 211,880,000 円

○ 地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定による予算繰越計算書の報告

事業名	繰越額	財源内訳
中穂積一丁目ほか φ 600 mm 水道管布設工事	372,850,000 円	損益勘定留保資金 372,850,000 円
岩倉町ほか φ 600 mm～ φ 150 mm 水道管布設工事	71,610,000 円	損益勘定留保資金 71,610,000 円
奈良町 φ 200 mm～ φ 100 mm 水道管布設工事	11,710,000 円	損益勘定留保資金 11,710,000 円
合 計	456,170,000 円	損益勘定留保資金 456,170,000 円

茨木市市税条例の主な改正内容

1 法人市民税

項目	改正内容	施行日
① 外国法人の定義の見直し	外国法人の国内投資の促進を目的に、国際課税原則が国際標準となっている帰属主義に変更されることに伴い、条例における外国法人の定義について見直しを行う。 (現行) (改正後) 総合主義 → 帰属主義	平成28年4月1日
② 法人税割の税率の引下げ	地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差を縮小するため、法人税割の一部が「地方法人税」として国税化され、地方交付税の原資とする。 (現行) (改正後) 14.7% → 12.1% (▲2.6%)	平成26年10月1日
③ 公益法人等に係る課税について	「公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律」の施行猶予期限(平成25年11月末)が到来したことに伴い、減免対象法人を明記	平成27年4月1日

2 軽自動車税

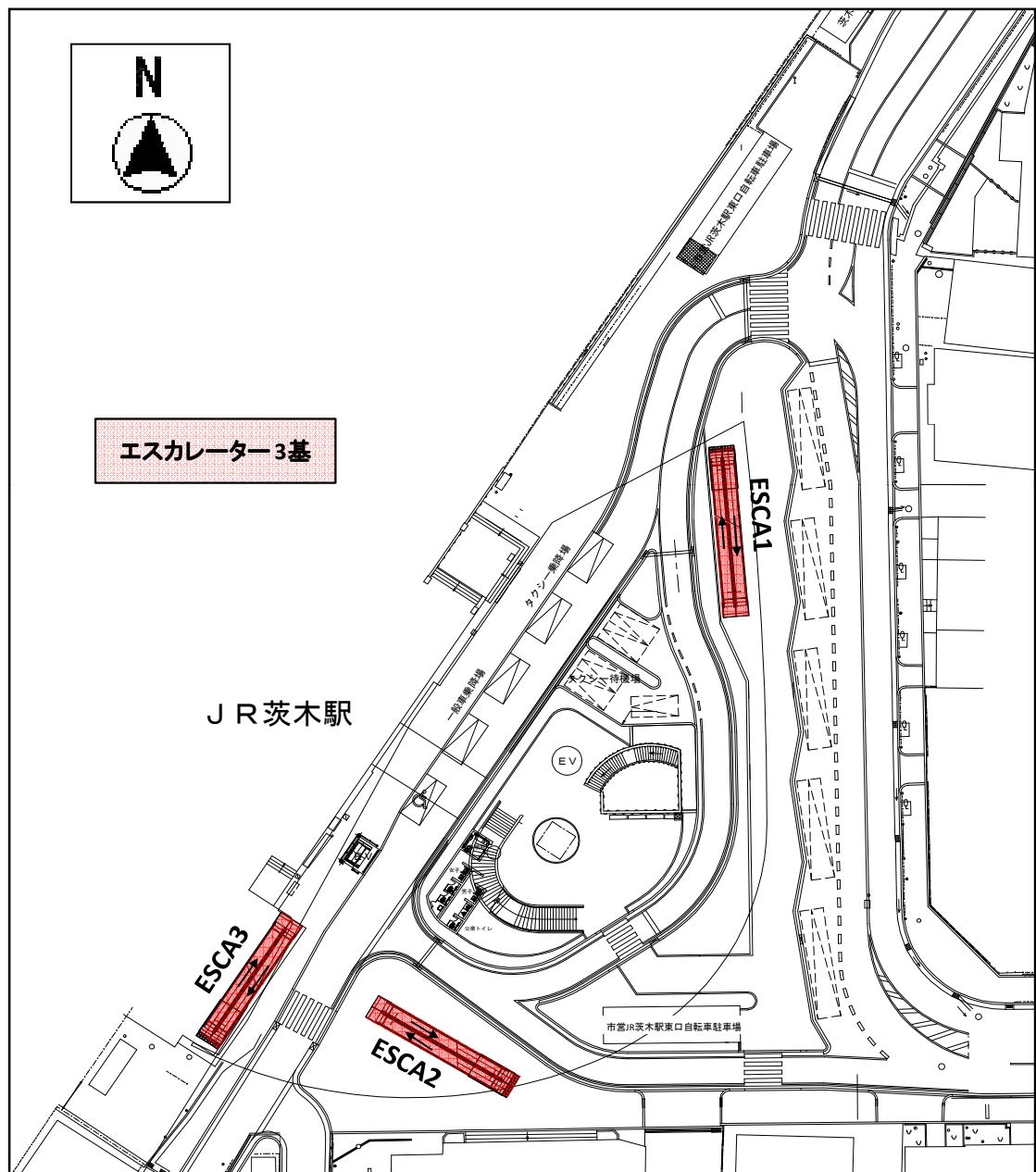
項目	改正内容					適用		
① 税率の引上げ	自動車関連税制の見直しに伴い、軽自動車等の税率を下表のとおり引き上げる。					平成 27 年度分 から		
	車種区分				現行		改正案	
	原動機付自転車		50cc以下		1,000円		2,000円	
			50cc超90 c c 以下		1,200円		2,000円	
			90cc超125 c c 以下		1,600円		2,400円	
			ミニカー		2,500円		3,700円	
	軽自動車	二輪					2,400円	3,600円
		三輪					3,100円	3,900円
		四輪以上	乗用	営業用	5,500円		6,900円	
				自家用	7,200円		10,800円	
			貨物用	営業用	3,000円		3,800円	
				自家用	4,000円		5,000円	
	小型特殊自動車		農耕用		1,600円		2,400円	
			その他		4,700円		5,900円	
二輪の小型自動車				4,000円	6,000円			
※三輪以上の軽自動車は、平成27年4月1日以降に新規検査を受けるものから適用。								
② 重課の導入	軽自動車のグリーン化を進めるため、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、税率を引き上げる。					平成 28 年度分 から		
	車種区分				現行		改正案	
	軽自動車	三輪					3,100円	4,600円
		四輪以上	乗用	営業用	5,500円		8,200円	
				自家用	7,200円		12,900円	
			貨物用	営業用	3,000円		4,500円	
				自家用	4,000円		6,000円	
		※電気自動車等については対象外。						

3 固定資産税

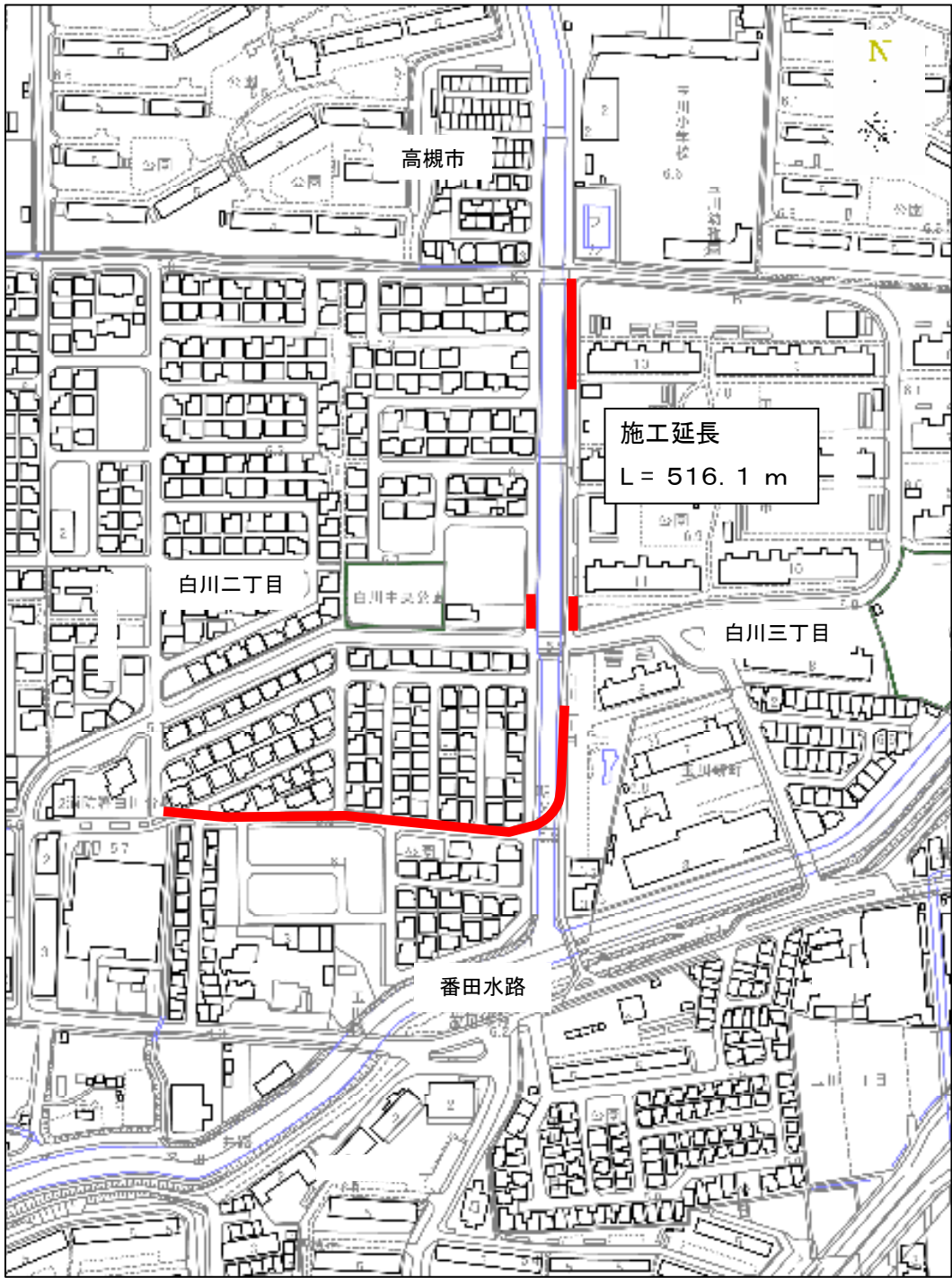
項目	特例率	茨木市	施行日
① 汚水又は廃液処理施設 【例】沈殿又は浮上装置等	1 / 3 を参酌して、1 / 6 以上 1 / 2 以下の範囲内で 条例で定める割合	課税標準となるべき 価格 × 1 / 3	公布の日
② 大気汚染防止法の指定物質 排出抑制施設 【例】ドライクリーニング機 に係る活性炭吸着回収装置	1 / 2 を参酌して、1 / 3 以上 2 / 3 以下の範囲内で 条例で定める割合	課税標準となるべき 価格 × 1 / 2	公布の日
③ 土壌汚染対策法の特定有害 物質排出抑制施設 【例】ドライクリーニング機 に係る活性炭吸着回収装置	1 / 2 を参酌して、1 / 3 以上 2 / 3 以下の範囲内で 条例で定める割合	課税標準となるべき 価格 × 1 / 2	公布の日
④ 都市再生特別措置法に規定 する管理協定の対象となっ た備蓄倉庫 【例】食料、水等の備蓄物資 を保管する主要ターミナル駅 の倉庫	2 / 3 を参酌して、1 / 2 以上 5 / 6 以下の範囲内で 条例で定める割合	課税標準となるべき 価格 × 2 / 3	公布の日
⑤ 浸水想定区域内の一定の地 下街等の所有者又は管理者 が、浸水の防止を図るため に取得する一定の資産 【例】止水板、防水扉等	2 / 3 を参酌して、1 / 2 以上 5 / 6 以下の範囲内で 条例で定める割合	課税標準となるべき 価格 × 2 / 3	公布の日
⑥ 自然冷媒を利用した一定の 冷凍・冷蔵機器（ノンフロ ン製品） 【例】空気冷凍システム等	3 / 4 を参酌して、2 / 3 以上 5 / 6 以下の範囲内で 条例で定める割合	課税標準となるべき 価格 × 3 / 4	公布の日

JR茨木駅東口駅前広場エスカレーター設備工事

配 置 図



公共下水道柳川排水区第1工区築造工事



柳川排水区	凡 例	
		平成 26・27 年度施工箇所